

犯罪被害者等早期援助団体制度（23条）についても、現行の制度から犯罪被害者等の権利を後退させることは基本法の趣旨にも反するため、別の法律により存続させなければならない。

第2 公費による弁護士選任制度の導入

1 弁護士による犯罪被害者支援の必要性

被害者は、ある日突然犯罪に巻き込まれ、十分な支援を受けられないまま、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪による直接的な被害にとどまらず、その後も捜査機関などによる副次的な被害（二次被害）に苦しめられることも少なくなかった。

基本法及び基本計画が明らかにしているように、被害者に対しては、医療や精神的ケアなど様々な分野における専門家による支援や、経済的支援等総合的な支援が要請されているが、権利侵害状態を回復し、その尊厳を取り戻させるため、人権擁護を使命とする弁護士による法的支援は不可欠である（弁護士法1条）。

弁護士が相談業務を通じて、被害者に対して、刑事手続及び関連法規等に関する幅広い専門知識を教示し、あるいは事件受任を通じて適切な法的支援を行うことは、被害者が、さまざまな被害者のための施策の利益を受けるために必要である。

当連合会は、前述のとおり被害者に対する経済的支援の拡充を訴えており、2003年10月の第46回人権擁護大会では、犯罪被害者に対して公費による弁護士選任制度を導入することを決議している。

本年10月2日に業務を開始した日本司法支援センターにおいては、被害者支援が本来業務の一つとされ、被害者等の援助に精通している弁護士の紹介も始まった。被害者に法的支援を行う弁護士は、社会的要請である。

弁護士による法的支援については、①経済的損害の回復、②名誉等の侵害の予防・回復、③被害者の尊厳の維持・回復を実現するために、その体制の一層の充実化を図るとともに、被害者の置かれた経済的状况等に鑑み、公費によって賄われるシステムを構築していく必要がある。

2 被害者のための支援弁護士の活動

弁護士による法的支援活動としては、民事の損害賠償請求の代理人としての活動以外に、具体的には以下のようなものがあり、多岐にわたり、時に長期に及ぶ。

(1) 起訴前の段階

- ① 刑事手続の説明・アドバイス
- ② 被害届・告訴
- ③ 参考人取調べについてのアドバイス、付添

- ④ 捜査機関との連絡調整、情報の収集
 - ⑤ 被害者としての証拠収集
 - ⑥ 報道機関への対応
 - ⑦ 示談等への対応
- (2) 起訴後の段階
- ① 起訴状・冒頭陳述・論告・判決書等の閲覧謄写等
 - ② 公判準備・証人尋問準備における検察官との打合せ・付き添い
 - ③ 公判期日傍聴付き添い
 - ④ 被害者の意見陳述の援助
- (3) 不起訴の場合
- ① 不起訴記録開示手続
 - ② 検察審査会への審査申立
- (4) 裁判終了後
- ① 加害者情報等の入手
 - ② 刑事確定訴訟記録の入手
 - ③ 被害者の安全確保のためのアドバイス等
- (5) 加害者との対話
- (6) 経済的回復のためのアドバイス・弁護活動
- ① 各種給付金（労災・犯給法・障害福祉年金・遺族年金）等についてのアドバイス・申請の代行等
 - ② 交渉・民事調停・訴訟の提起等

3 公費を支出する理論的根拠

(1) 弁護士による法的支援及び費用についての現状（法律扶助制度）

ア 前記2記載のような、民事損害賠償請求の代理人活動などの民事法律扶助制度により援助を受けることのできる活動以外の支援活動については、2001年度に、財団法人法律扶助協会（以下「法律扶助協会」という。）において犯罪被害者法律援助制度が創設され、一定の資力基準を下回る被害者は、この制度の適用を受けられると弁護士費用を「交付」されている。同援助制度は、資力要件はあるものの、犯罪被害の甚大さなどを考慮して、柔軟な運用がなされている。

同援助制度は、日本財団の助成の下、ある意味公的給付に代わる機能を担ってきたが、日本財団は、社会的意義ある事業との認識の下、公費によって賄われるまでの過渡的な助成としており、長期にわたって現状のまま同援助制度が継続されるとはいえない。

同援助制度は、徐々に利用が増加し、2005年度の利用件数は、全国で

115件、支給総額約1500万円であるが、日本司法支援センターにおける精通弁護士の紹介等の被害者支援が定着することによって、今後さらに利用が増えると思われる。

イ 他方、民事訴訟等を中心とする損害賠償の請求については、一般の法律扶助制度（貸与制）を超える特別の制度は存在しない。従って、法律扶助制度の審査が通れば、これに基づいて日本司法支援センターから弁護士費用（着手金）を借り受けることが出来るが、そうでない場合は、弁護士費用を自ら用意しなければならない。

ウ さらに、扶助制度の審査においても、通常の場合と同様に、「回収の見込み」を基準として審査を行い、援助の可否を決定するため、資力のない加害者からは回収見込みがないとして援助がなされない場合もある。このため、被害者は民事の損害賠償請求をするために多額の弁護士費用の支出を余儀なくされる例があり、これが被害者に対する過大な負担となってきた。

エ 被害者に対する経済的支援という観点から、基本計画においては、日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図ることが施策として掲げられているが、これを推し進めて、抜本的には公費による弁護士費用の負担が導入されるべきである。

(2) 被疑者・被告人に対する国費支出との不均衡の是正

被告人については、国費での弁護人選任が可能であり、さらに被疑者についても国選弁護制度が創設される状況にある。言うまでもなく、これは憲法で保障された被疑者・被告人の人権保障、適正手続保障の観点から認められているものである。

他方、被害者の場合も、基本法が制定され、基本計画において被害者の権利の重要性が再確認されている。

そうであれば、被疑者・被告人の人権との均衡という面からも、刑事司法における被害者への公的弁護人選任制度を創設すべきである。

被害者は事件の被害者であるにもかかわらず、私費で弁護士費用を賄わなければならないというのは、被疑者・被告人と比して余りにも不均衡である。被疑者・被告人のための体制との均衡からも公費による弁護人選任制度が導入されるべきである。

(3) 基本法12条の要請

突如として犯罪の被害に遭い経済的困窮状態に陥った被害者が、加害者に対して自ら損害賠償請求を行うことは、多くの困難に直面し極めて困難である。また、加害者に資力がないことも多く、かかる場合に、加害者に対する損害賠償請求の他に各種給付金制度等によって経済的損害の回復を図る必要性も高いが、これら

の制度の利用についても正確な知識を有する弁護士による助力が不可欠である。損害賠償請求についての援助等を定めた基本法12条の趣旨からも、公費による弁護士選任制度が認められるべきである。

この場合、最終的な「回収の見込み」の有無については、被害者の程度等を勘案して審査され、出来る限り広く援助がなされるべきであり、被害者の経済的回復手段の観点からも弁護士費用が公費で補償される必要性は高い。

4 あるべき制度を構築するにあたっての検討事項

(1) 犯罪の被害に制限を設けるか

対象となる犯罪は、生命、身体、自由などを侵害する犯罪行為とする。

(2) 資力による制限を設けるか否か

資力要件を設けるとしても、被害者が法律専門家の援助を受けることが資力の多寡によって左右されるべきでないことを留意する必要がある。

(3) 弁護士費用を援助する場合の認定機関及び具体的な給付手続

綜合法律支援法30条1項5号を改正し、日本司法支援センターを認定機関とする。給付手続については国選弁護人の場合に準じた形式とする。

(4) 刑事対応の場合と民事損害賠償請求との場合で区別すべきか否か

民事損害賠償も含めた形での被害者支援制度を構築すべきである。

被害者の実質的な被害回復という観点からは、刑事手続に関連する支援と民事上の損害賠償請求も切り離して考えることはできないからである。

(5) 弁護士費用の給付制

給付制に統一すべきである。

(6) 法律相談の無料化の推進

国費の援助の下、被害者に対する弁護士による無料法律相談を推進すべきである。

現在、弁護士会の一部では、被害者に対する無料相談を実施しており、相談業務にかかる経費は弁護士会または相談担当弁護士が負担しているが、本来有料であるはずの弁護士の相談業務のこのような無料化は、被害者に対する法的支援業務の重要性に鑑みてのことである。

しかし、このような法律相談の無料化は本来あるべき姿とは言い難い。被害者支援に責任を持つ国の費用で行われるべきである。

(7) 公費による弁護士選任制度導入に当たって要する費用

2005年度における財団法人法律扶助協会の犯罪被害者法律援助制度における支給件数は115件、支給総額は約1500万円であった。しかし、今後の前述した支援活動を充実させるために、十分な公費を投入して、万全の体制を構築すべきである。

5 結論－今後の展望

法律扶助協会の事業である犯罪被害者法律援助制度は、2007年3月までは、現行どおり実施されるが、同年4月以降についての同制度の詳細は確定していない。当連合会は、法律扶助協会の実施していた他の自主事業とともに、日本司法支援センターに委託して事業を継続する方向で、日本司法支援センターと現在協議を重ねている。この場合、日本財団の助成は、日弁連特別基金が受け皿となる。

しかし、日本財団の助成は、前述のとおり、公費が支出されるまでの過渡的なものであり、同援助制度の2008年度以降の財源は不透明なままである。

基本法が制定され、基本計画が策定されたという状況において、弁護士による被害者支援活動はさらに進展されなければならないにもかかわらず、同援助制度の将来的展望が必ずしも明るいとはいえないことは、基本法及び基本計画の趣旨にそぐわないものである。

基本法によって、国が被害者支援を行う責務を有することが明言された以上、被害者支援の重要な部分を占める法的支援について、国が弁護士費用を支出することは十分理由があるといえる。その実現の方法として、日本司法支援センターが、まず、2007年4月以降、同援助制度を委託事業として実施し（総合法律支援法30条2項）、その後、総合法律支援法の改正によって、日本司法支援センターの本来業務として、同援助制度を公費による制度として発展させることが考えられる。

基本法及び基本計画は、日本司法支援センターに対し、被害者支援の中核を担う役割を期待している。つまり、日本司法支援センターは、本来業務の一つとしての被害者支援業務を、現行の単なる情報提供から進め、さらに拡充することが求められており、その中でも最も期待されているのが、公費による弁護士選任制度の担い手としての役割なのである。

被害者に対する法的支援が決して後退することなく進展するよう、当連合会においては、支援弁護士体制のさらなる整備・拡充を行うが、国としては、これに対応する公費による弁護士選任制度の検討を早急に行うべきである。

以上